

社労士



# ふくしま



(写真提供：郡山市役所観光課)

- 平成27年度 第38回定時総会
- 委員会の活動
- 各種事業の取り組み



福島県社会保険労務士会

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

## \*\*\* CONTENTS \*\*\*

会長あいさつ	3	情報・一番	22
平成27年度第38回定時総会	5	・総会懇親会に参加して	
新理事あいさつ	7	・いわき踊りに参加して	
委員会の活動	10	・ゴルフコンペ	
各種事業の取り組み	13	新入会員紹介	27
研修会	17	支部だより	29
連合会総会報告	20	会員異動状況	32
リレー随想「将棋の面白さ・囲碁の面白さ」	21	編集後記	35

### 表紙説明

#### 「布引高原」

郡山市湖南町の布引（ぬのびき）高原は、「風の高原」と呼ばれています。この高原は、標高約1,000メートル地点にあり、布引ダイコンの産地として有名で、磐梯山や猪苗代湖が一望できる絶景の地です。又、高さ100メートルもある風力発電用の風車33基（国内最大級）が雄大に立ち並び、高原の風を受けてゆっくり回っています。ここでは約12,500万kWh（一般家庭約35,000世帯分の年間消費電力量に相当）の電力を発電しています。





## “平成27年度事業の推進について”

福島県社会保険労務士会

会長 金子昌明

平成27年6月12日に開催されました定時総会において、会長に再任していただきありがとうございます。会長就任2期目に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

社労士制度は3年後に制度創設50周年をひかえ、また社労士制度を取り巻く業務環境が大きな変化を遂げるなか、大変重要な時期にさしかかっていると考えています。

現在、社労士会に対して専門家として派遣要請が年々多くなっているということはまぎれもない事実です。そして、私ども社労士の認知度、年金・労働・労務管理の専門家としての信頼度が上昇してきていることも明らかな事実です。従って、今が非常に大切な時期であると考えます。年金・労働・労務管理の専門家として、日頃の研鑽を積み重ね、一つ一つ、しっかりと依頼に応え、期待に応え、信頼を勝ち取っていく、それが会員皆さまの業務拡充に繋がり、これから制度創設50周年に向けて飛躍、発展していくことに繋がっていく、今がまさしく大きなチャンスといえるのではないのでしょうか。

社会保険労務士は国から独占的業務資格を付与され、国民のセーフティーネットを支える公共的役割を負っていることと、企業の適正な労使関係を構築し、トラブルのない、従業員が高いモチベーションを持って、生き生き働くことのできる職場づくりのための労務管理の指導に高い期待が集まっているといえます。

しかし、この認知度が高くなってきた礎と

なっているのは、やはり制度創設以来の先輩社労士の皆さまの長年の努力が結実して今日に至っていることを我々は決して忘れてはならないところです。

昨年は念願であった社労士法第8次改正が成立し、社労士の業務範囲が司法分野に向け拡大されましたが、社労士の社会的責任は更に大きくなってまいりました。従って、年金・労働・労務管理の専門家として、社労士一人一人がしっかりとした職業倫理のもと、誠実に業務を遂行し職責を果たし、国民、事業主の信頼を確かなものにしていかなければならない時であると考えます。

以上の観点から、福島県社労士会として、平成27年度定時総会で承認された事業計画をもとに重点事業をしっかりと推進していく所存です。

東日本大震災・原発事故復興支援事業については、今年度で5年目に入り現在、計画を推進中ではありますが、福島県の真の復興への課題がいくつか挙げられるなか、それらが解決されていくまでは福島県の社労士会の使命として業務を通して被災住民、被災事業者への復興支援は続けなければならないと考えています。今年度は被災住民に明るく、元気になっていただくセミナー・相談会、また中小企業向け雇用管理セミナー・相談会を予定しています。

先述した第8次社会保険労務士法改正に関して、新しく社労士の業務に加わった「補佐人制

度」については弁護士を講師とした研修を今年度実施を予定しています。

平成28年度1月運用開始されるマイナンバー制度については、社労士に求められる特定個人情報情報の取扱い、労働社会保険諸法令の手続業務への影響、社労士事務所のセキュリティ対策等、専門士業の中で最も及ぼす影響が大きいことに鑑み、会員皆さまがしっかりと対応がとれるよう研修、周知活動を進めてまいります。社労士がマイナンバー制度への確な対応をとらなければ、社労士への信頼が崩れる結果ともなりかねません。

経営労務監査事業として福島県社会福祉協議会との委託契約により実施している労働条件審査・診断事業は5年目に入り、現在、県内社会福祉法人7事業所に対して実施を進めています。

また、福島県をはじめとして、県内自治体へ公共事業指定管理者、公共工事請負業者等の選定の際、または受注後の契約の履行に当たり、労働関係法令の遵守と適正な労働条件の確保に寄与する「労働条件審査」を導入することの提案を政連と連携し、更に具体的に推進し、実現させていきたいと考えています。

また、会員が日常の労務管理業務の中で労働条件審査・診断業務を関与先或いは新規顧客開拓に取り入れることで、中小企業の健全な発展及び労働者の福祉向上に寄与するとともに社会保険労務士の新たな業務に成長し、労務管理業務の受託機会の増加に資するものと期待されます。

社会貢献活動の一環として平成15年に開所した年金・労働総合相談所は今年度より福島県社労士会総合相談所と名称を改め、医療労務相談への対応を明確にし、社労士業務を通して国民のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展に寄与してまいりたいと思います。また、個別の労使トラブルに関して、県会ADR機関・社労士会労働紛争解決センター福島を安心して利用できるよう、あっせんによる解決までのサポートが必要であり、ADR機関との連携強化に努めていきます。

私は、会報、研修会の挨拶のなかで県会事業の“3本の柱”について述べさせていただきました。これについては、今年度もこの基本方針に変わりはなく、会員の資質向上のための研修事業、社労士の有用性の理解促進のための広報事業、業務拡充のための事業展開が柱となり、街角の年金相談センター福島の事業運営、社会貢献活動としての高校生支援セミナー、がん治療者等に係る就労支援事業等、社労士業務を通して積極的に社会貢献に努め、年金、労働、労務管理のエキスパートとして社労士に対する社会的信頼の一層の向上を図ります。

今年度定時総会におきまして選任された県会の執行体制は、私と副会長3名、常任理事3名、理事12名の体制ですが、全員一丸となり、熱意と誠実な行動をもって、会員皆さまのために頑張ってまいりますので会員皆さまのご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。



## 平成27年度第38回定時総会

菅 沼 恒 博 (会津支部)

平成27年6月12日(金)午前11時より、会津若松市の東山グランドホテルにおいて、会員76名の出席により第38回定時総会が開催されました。

まず初めに、地元会津支部の前支部長で今回の定時総会開催のために尽力された冨田力也副会長が歓迎のあいさつを込めて開会の宣言を行いました。

続いて、平成26年度の物故会員3名の方に対し全員起立し黙祷を捧げました。金子昌明会長のあいさつの後、会員の表彰等に移り、永年会員等に対して表彰状授与、記念品贈呈が行われ、表彰者代表して渡部稔会員(会津)が謝辞を述べられました。



ご来賓祝辞、ご来賓紹介、祝電披露の後、議長団の選任が行われ、議長に佐藤洋一会員(会津)、副議長に佐川弘行会員(福島)が選任されました。

ご来賓の退場の後、昼食休憩に入りましたが、その間に議事運営委員会が開催されました。

午後1時になり、議事が再開されました。

議長団のあいさつの後、議事録署名人、書記



が指名され、議事に先立ち、小沼淳一(会津)議事運営・資格審査員長から議事日程の確認、資格審査の発表がありました。

当日の出席者数確認報告は次の通りです。会員総数310名、出席者数76名、委任者数143名、計219名(会員総数の2分の1は155名)。

議長は、議事運営委員会及び資格審査委員会の報告を受けて直ちに議事に入りました。

**第1号議案** 平成26年度事業報告書承認に関する件

**第2号議案** 平成26年度収支決算報告書承認に関する件

**第3号議案** 監査報告書承認に関する件

第1号議案から第3号議案は関連議案につき一括提案することとし、議長が理事会に説明を求めました。

第1号議案、第2号議案にたいする理事会の提案説明及び第3号議案に関する監事からの報告が行われ、議長が第1号議案から第3号議案について、議案ごとに質疑・意見を求めましたが特にありませんでした。以上で審議を終了し、第1号議案、第2号議案、第3号議案の各

議案の採択に移り、それぞれ拍手による賛成多数で承認されました。

**第4号議案** 平成27年度事業計画（案）に関する件

**第5号議案** 平成27年度収支予算（案）に関する件

第4号、第5号議案は関連議案として一括提案することとし、議長が理事会に説明を求め、理事会から提案説明が行われました。

議長より、第4号議案、第5号議案について事前に出された質問・意見についての報告があり、理事会に説明を求めました。

これに対し、金子会長から、成年後見制度については、県会から独立した任意団体として独立採算制で運営する「社労士成年後見センター福島」の設立を予定していること、委託事業については、その全てを受けているわけではなく、社労士の本来の業務に根ざした事業かどうかを判断したうえで受けていること等の説明がなされました。

議長が、その他の質疑・意見を求めましたがありませんでしたので、第4号議案の採択に移り、拍手による賛成多数で承認されました。次に第5号議案の質疑・意見を求めましたがありませんでしたので、やはり拍手による賛成多数で承認されました。



5分間の休議の後第6号議案に入りました。

**第6号議案** 会則一部改正（案）に関する件

第6号議案について理事会の説明があった後、議長が質疑を募ったところ、県内に法人事務所を複数設ける場合の入会金についての質問があり、事務所ごとに入会金が必要なこと、入会金の額は県により異なるとの回答がありました。

質疑を打ち切り、挙手による採決が行われ、委任状を含む議決権数218名中216名の賛成多数で可決されました。

**第7号議案** 諸規程一部改正（案）に関する件

第7号議案について理事会の説明があった後、議長が質疑を募いましたが、質疑はありませんでした。挙手による採決が行われ、委任状を含む議決権数218名中216名の賛成多数で可決されました。

**第8号議案** 役員改選に関する件

浅川三喜子（会津）選挙管理委員長より、金子昌明会員を会長当選者とする旨の報告がありました。続いて理事・監事の選考結果についての報告が行われ、拍手により承認されました。

20分間の休議の間に第1回理事会が開催され、副会長に宍戸宏行理事（福島）、久井貴弘理事（郡山）、渡部弘志理事（会津）、常任理事に草野有道理事（相馬）、武田昌之理事（白河）、吉田昌樹理事（いわき）を互選し、承認されたことが報告されました。

**第9号議案** 全国社会保険労務士会連合会総会代議員選出に関する件

新代議員として会津支部菅沼恒博会員及び相馬支部草野有道会員2名を推薦することが承認されました。

議長は、以上をもって議事の一切が終了したことを告げ、議事運営の協力に対する謝辞を述べ、議長、議事録署名人及び書記を解任しました。出席会員は大きな拍手により、議長団及び

諸係に対して労いの気持ちを伝えました。

新旧役員のあいさつとして、新役員を代表して金子昌明会長が、今期で退任となる富田力也副会長、星規夫副会長、大橋隆一理事、清水まり子理事、佐藤明理事、立島孝監事を代表して富田力也副会長があいさつを行いました。

午後3時45分、星規夫副会長が閉会の辞を述べ閉会を宣言しました。

総会へご出席された皆様、遠いところ出席していただきましてありがとうございました。

今総会は、議事の途中に来賓あいさつが入るなど、今までにない進め方がなされました。このことを含め、総会のあり方についてご意見を理事会へお寄せいただければと思います。

## 新理事あいさつ

### 副会長に就任して

副会長 渡部 弘志 (会津支部)

本年度の総会におきまして、副会長に就任しました会津支部の渡部です。

以前に一理事として10年間、主として業務委員会に所属し、会員の資質向上に関する事業を務めさせて頂きましたが、今年度は4年ぶりに理事として副会長という重責を預かり、担当業

務の分担が理事会で決定されましたが、その責任の重さを改めて実感しております。

事業計画に盛り込まれました重点施策につきまして、微力ながら着実に職務を遂行して、会長を補佐して参りたいと思いますので宜しくお願ひ致します。



### 副会長挨拶

副会長 久井 貴弘 (郡山支部)

この度、福島県社会保険労務士会副会長職を拝命しました郡山支部長の久井です。2年ぶり理事再就任となります。

今年度、我々社労士にとって最も重要な事項がマイナンバー制度への対応です。好むと好まざるに関わらず、特定個人情報保護への取組み、開業社労士事務所の講ずべき安全管理措置

等を各事務所が実施しなければなりません。県会として連合会のガイドライン(「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック」)に基づく対応方針の周知を図るとともに、実務上発生する問題点への対処並びに解決の為の情報提供をスピード感をもって行っていきます。2年間宜しくお願ひします。

## 理事に就任して

理事 佐川 弘行 (福島支部)

この度、総会に於きまして、理事にご選任頂きました福島支部の佐川です。この様な大役を仰せつかり、大変恐縮でございます。

現在は、福島市の自宅に事務所を構え、開業して8年目となりました。

今後も、諸先輩方のお力添えを賜りながら、社労士会の発展に貢献できるよう、会員の皆様の御意見に耳を傾け、活動して参る所存でございます。皆様どうぞ宜しくお願い致します。



## 理事に就任して

理事 大原 百合 (郡山支部)

この度、郡山支部から理事をさせていただくこととなりました大原でございます。

ここ数年の経済環境の激変に伴い我々社労士業務も多岐に渡り対応にせまられております。

今年度もマイナンバー制度、年金一元化、ストレスチェック等々、さまざまな法改正があり

ます。

顧客対応はもちろんのこと、社労士としてどうあるべきか、県会の目標をしっかりと定め地に足のついた行動をしていきたいと考えております。

皆さまどうぞよろしくお願ひいたします。



## 理事に就任して

理事 木村 智彦 (郡山支部)

このたび理事に就任いたしました郡山支部の木村と申します。

はからずもこのような大役を仰せつかりましたが、縁の下の力持ちにはなれないにしてもそれを目指すことはできると思ひ、浅学菲才をも

顧みずお引き受けした次第です。虚心坦懐に先輩諸先生、理事の皆さまのご指導を仰ぎ、一期一会の心構えで会員皆さまの声に耳を傾けながら、精一杯務めさせていただきますので何とぞよろしくお願ひ申しあげます。



## 理事に就任して

理事 浅川 三喜子 (会津支部)

この度理事に就任いたしました会津支部の浅川です。平成21・22年度以来2度目の重責となります。県会においては、ここ数年社会保険労務士の社会的認知度の向上に伴い、事業が多種・多様化の傾向にあります。理事会及び各種

委員会等の協議、執行も重要になると思います。2年間精一杯努めさせていただきます。また支部役員として、支部会員相互の認識の共有化と、県会への積極的参加の橋渡しになればと思います。



## 理事に就任して

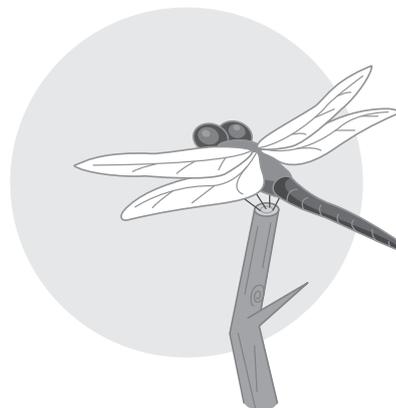
理事 高山 浩 (白河支部)

この度、理事に就任致しました白河支部の高山 浩と申します。

今回理事になり、過去の社労士会決算書等を見ってみました。平成18年決算の委託事業収入は、雇用コンサルティング事業と未適用事業の2件だけで全収入のわずか15.5%でしたが、平成26年決算では全収入の39.4%を占めています。最近では、社労士会財源の中で委託事業がかなりのパーセントを占めるようになっていきます。これは、理事の方々が真摯に県会運営に取り組んだ結果であり、その中には意義のある社会貢献事業や社労士PR的な事業も含まれています。しかし委託事業については、社労士会の

自主性を保つためにも代わりえる様々な方法を模索し慎重に進めていくべきと考えています。

ご多分に漏れず、私自身もいつ休日を取ったか分からない状態で、益々「ワークライフアンバランス」になりそうですが、今まで外部から見ていると感じたことを素直に理事会で述べていこうと思っています。皆様方からのご意見をお待ちしています。



## 委員会活動



### 総務委員会

委員長 瀬尾 征秀 (郡山支部)

平成27年度は、事業計画に基づき適正な予算執行に努めて参ります。今年度の重点課題として、『高校生支援セミナー』への取り組みがあげられます。会長・副会長に福島県教育庁へ今までのセミナー開催実績・使用するテキストを持参して頂き福島県社会保険労務士会の果たすべき役割をご理解頂き希望する高校の取りまとめを依頼致しました。昨年実施した高校からは是非今年もお願いしますと嬉しい声も届いています。

次に苦情処理相談窓口の運営要領並びに細則の作成に対応いたします。また、前年度より継続している処遇改善（建設業）に向けたアドバイザー業務の推進も合わせて行ってまいります。

今年度は、『高校生支援』『建設業の処遇改善』『マイナンバーの導入』等もあり「社会保険労務士」への関心が今まで以上に高くなっていると感じられます。社労士の地位向上・認知度のアップに寄与できれば幸いです。



### 平成27年度の業務委員会活動等について

委員長 武田 昌之 (白河支部)

今年度も、資質の向上および職業倫理の確立を目的とした有意義な研修会を開催してゆきたいと思います。

昨年度の研修会の出席者数を振り返れば、第1回福島開催、メインテーマ向井蘭弁護士による「社労士は労働法をこう使え」が出席者89名（出席率28.5%）、第2回郡山開催、岩崎仁弥特定社労士による「付加価値の高い就業規則の作成のポイント」が71名（同22.8%）、第3回いわき開催、渡辺葉子特定社労士による「雇用関係助成金と活用」が57名（同18.3%）でした。業務委員会としては、研修会出席率常時30%以上を目指したいところですが、必須研修ですの

で年3回のうちせめて1回は、都合をつけてご出席をお願いいたします。

専門士業にとって研修は、商売でいう仕入にあたると、よく言われますが、仕入が少ないと売上は上がらず、もうけも少ないということになります。

研修会に遠路わざわざ出席するのは大変。自主的に、ネットその他で情報収集して研修しているという会員の方もおられると思いますが、県会主催の研修会は会員が一同に集合する場ですので、会員相互の情報交換そして懇親の場としても活用していただきたいと思います。また、研修会終了後の講師の先生方を囲んでの懇親会

も、1～2度はセットしますので、なかなかお近づきになれないような先生方との懇話を通じて、研修にふくらみが加わりますので、自分へのご褒美として是非ご出席をお勧めしたいと思います。

身近な各支部での研修会、実施真近のマイナンバー制度についての研修会も早々に開催されますが、支部研修会支援および他支部会員も出席できるように広報にも努めてゆきます。

私は、業務委員長として2期目となりますが、相変わらず進歩のない委員長が、新しい優

秀な委員メンバーをまとめて、今年度も3回の業務研修、倫理研修そして新入会員研修を計画し、会員みなさまに少しでもお役になりましたら嬉しく思います。

研修後のアンケートも回収率70～80%以上と皆様にご協力いただきまして、参考にさせていただき、ありがとうございます。引き続き積極的に、いろいろなご意見ご感想などお聞かせくださいますようお願いいたします。

年取って 腰にしみいる セミの声

## 広 報 委 員 会

委員長 渡 邊 康 志 (福島支部)

まず、委員の紹介を致します。浅川三喜子(会津支部)、高山浩(白河支部)、久井貴弘(郡山支部)、吉田昌樹(いわき支部)、蓬田信一(相馬支部)。一人の淑女に5人の男性。素晴らしいメンバーです。広報委員会の所掌事項には、「その他社会保険労務士業務の資料収集に関すること」が含まれています。何か資料になるようことがあれば、委員にお知らせ頂ければ幸いです。

7月下旬に広報委員会を開催いたしました。基本的には、前年方針を踏襲いたしますが、下記の点を見直しました。

1. 会報(社労士ふくしま)の配布先として、県選出国會議員、県内13市議会及び各市長を

新たに加えます。社会保険労務士制度に興味・関心を持っていただければと思います。さらに、経営労務監査等の事業展開を側面から支援できれば…と考えております。

2. 月間情報のダウンロード推進をします。7月1日現在、81名のダウンロード会員を1年後には100名にすることを目標に実施します。経費の削減と、業務の効率化を図ります。

3. 復興支援事業、社労士の日(12月2日)、マイナンバー制度の開始等の機会を捉え、事業記事の持ち込み等を行い、社労士制度を、効率的にPRします。

ご協力の程よろしくお願いいたします。



## 電子化推進特別委員会

担当理事 瀬尾 征秀 (郡山支部)

今年度はマイナンバーの導入もあり、セキュリティの観点から管理システムの導入や使用ソフト等の見直しの機運が高まっています。これを機に電子申請を是非御検討頂ければと思います。マイナンバーは収集・運用・保管・管理・破棄と長期にわたるほか社労士業務に関して言えば、特に手続き業務において使用頻度も高くなります。『簡易書留で収集して紙ベースで金庫にて保管』という選択肢もあるかと思いますが、クラウド等の活用・電子申請の方が良

い面も数多くあると思います。実際のところソフト会社等の対応はまだまだこれからという状況ではありますが、検討を始めている会員も多いのではないのでしょうか。委員会としては連合会のHPの活用も含めまして情報の収集と会員への周知、電子申請フェアの開催等を通じて電子化を推進して行ければ幸いです。

手始めとして今年度の理事全員に電子申請への取り組み並びに申請件数の増加をお願い致しました。

## 経営労務監査推進特別委員会

委員長 草野 有道 (相馬支部)

今年で経営労務監査特別委員会も5年が経過いたしました。この5年間は福島県社会福祉協議会からの労働条件審査受託業務を中心として、実績と経験を積んで参りました。会員研修も重ねて行い、労働条件審査業務の手法の説明やツールの配布等もいたしました。労働条件審査実施アンケートの分析結果から、徐々にではありますが、労働条件審査業務を顧問先等において活用されている方も増えているように思われます。

何につけても、法令遵守が叫ばれる今日においては、この労働条件審査業務は重要なファクターと言っても過言ではないと思われま

す。今後は (現在もですが)、政治連盟と連携し、

地方自治体に「指定管理者選定における労働条件審査の導入」「指定管理者選定後の定期的な労働条件審査」「指定管理者選定のための委員会への社会保険労務士の登用」についての働きかけを重点項目の一つにしていきます。

また、顧問先等において、普段の業務に労働条件審査がより多く活用されるような方策を検討していきます。

法改正やその時点の必要性などからツールの改定も行いたいと思います。アンケート調査等も実施して改善策を講じ、労働条件審査がより業務の一助となれるよう取り組んで参りたいと思っています。



## 成年後見制度特別委員会

委員長 菅 沼 恒 博 (会津支部)

今年度はいよいよ「社労士成年後見センター福島（仮称）」を設立します。このセンターは、県社労士会からは独立した組織として活動することになっており、本委員会は当面の間、協力・援助することとされています。

まず、昨年行われた成年後見人養成研修の参加者に呼び掛け、本特別委員会委員も参加して9月15日（火）13時からセンターの第1回設立準備会を開催します。センターの役員候補者や諸規定の立案のための準備をします。

その後については、正式にはこの設立準備会

で話し合われることとなりますが、第2回設立準備委員会で、役員候補者や諸規定（案）を決め、設立総会を開催して役員及び諸規定を正式に決定していくような流れになるかと思われます。

設立総会前には、正会員の募集も行われる予定です。昨年の成年後見人養成研修には参加していないが成年後見人等として活動してみたいという方も、ぜひその時に正会員になっていただき、設立メンバーとして積極的に活動していただきたいと思えます。

## 各種事業の取り組み

### 福島県社労士会総合相談所

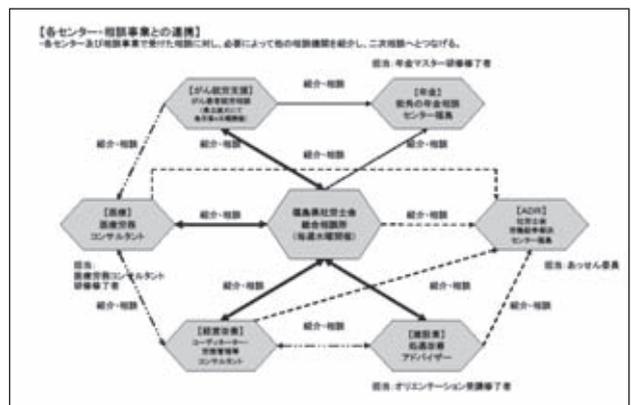


今年度より名称が「年金・労働総合相談所」から「福島県社労士会総合相談所」（以下「総合相談所」という。）に変更になったところです。

これは、昨今、年金、労働に付随した雇用の相談、労使区別なく複雑かつ紛争の手前での相談、さらに今後増えることが予想される医療・介護分野の相談等々あらゆる面からの相談の受け皿として社会保険労務士会（以下「会」という。）を機能させていくということから、「福島県社労士会」の名称を入れ、「総合相談所」としたものであります。

所長 宍 戸 宏 行 (福島支部)

会として、委託事業も含め、県会会員には、建設業の処遇改善アドバイザー、医療労務コンサルタント、経営改善の労務管理等コンサルタント、さらには福島県の医大におけるがん患者支援事業等々の相談事業が実施され、各方面で



活躍していただいております。このような様々な分野での相談を別途のような図式にし、この「総合相談所」を中心に発信、集約してゆきたいと思っています。

また、年金相談についても、連合会が委託している「街角の年金相談センター福島」(以下「街角センター」という。)とのつながりをより密にし、「街角センター」への紹介をも含めた相談対応をおこなってゆきたいと思っています。

こうした中で相談の枠を超え、当事者同士で解決が難しい場合は、速やかに「社労士会労働紛争解決センター福島」への橋渡しもしてゆきたいと思っています。

以上のような目的趣旨から次の事業を実施いたします。

1. 相談員の資質向上のための相談員研修…平成27年7月9日実施

2. 「総合相談所」主催の研修(年2回)…実務研修を中心に開催し、相談員以外の会員も受講可とする。

- ① 第1回研修…平成27年7月23日実施
- ② 第2回研修…平成28年3月上旬実施予定

3. 退職セミナー及び社労士会セミナーの開催

…12月2日社労士の日に合わせて、企業向けに退職セミナーと社労士会セミナーを開催し、開催後、無料の相談会を実施する。



## 社労士会労働紛争解決センター福島

個別労働紛争の解決において、あっせん制度の活用が労使双方に有効であることを鑑みて、より実績を積み重ねることで社労士業務の職域拡大ひいては社労士制度の推進に寄与するものと思われまます。これらを念頭に、具体的には今年度の事業計画に基づき、また総会終了後の平成27年6月22日に開催されました「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」での協議・検討事項を当センターに照らし、より効果的な運営のために、次の事業を実施して行きたいと思ひます。

- ① 継続して、会員に当センターの理解促進と積極的活用の協力を要請する。

センター長 渡部 弘志 (会津支部)

- ② 総合相談所とは引き続き緊密に連携し、情報交換の機会を設け、相談をあっせんへと繋げる体制づくりに努めます。
- ③ 法テラス(日本司法支援センター)等個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の構成機関及び団体等との連携・協力や、あっせん委員の技術向上、能力向上のための研修の実施。
- ④ 効果的な当会のチラシ・ポスターの作成、ホームページの活用等の広報・宣伝を実施し、制度利用者の増加を図る。

## 福島県最低賃金総合相談支援センター



今年度より福島県最低賃金総合相談支援センター推進委員長を仰せつかりました、菅野浩司と申します。

菅野浩司と申します。

平成23年度から最低賃金の大幅な引き上げの影響が大きい中小事業主に対し、最低賃金の引き上げに対応した賃金引き上げを図るための支援事業として、専門家によるワンストップの相談窓口となる「福島県最低賃金総合相談支援センター」を開設し、相談支援事業を行っております。

推進委員長 菅野浩司 (福島支部)

今年度から、メールや電話による相談を一括して「全国最低賃金総合電話相談センター」において対応することになり、その求めに応じ専門家を派遣して必要な援助を行うという見直しがありました。また、業務改善助成金も助成上限額の引上げ等変更がありましたので、今年度も引き続き、広報活動、専門家の派遣、ミニセミナーの開催等実施していきたいと思っております。会員皆様のご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

## 街角の年金相談センター福島

年金機能強化法の施行による年金受給資格期間の10年への短縮及び被用者年金の一元化等により、相談件数の増加が見込まれるため、街角の年金相談センター福島も常設ブースが1ブース増の4ブースになる予定でしたが、財源となる消費税10%への改訂措置が平成29年4月に先送りされたことに伴い、相談体制強化のためのブース増も延期されました。従って、平成27年度は前年度同様、常設3ブースの運営となりました。

日本年金機構との新たな5年の委託契約に入った平成26年度は、相談件数も1ブース当たりの平均が10.1件とセンター開設以来の数字となりましたが、センター長以下、職員、業務委託社労士の相談員の皆さま及び運営委員の努力の結果と考えております。

また、復興支援の一環として街角の年金相談

運営部長 金子昌明 (いわき支部)

センターの趣旨に沿った、センターまで来られない方のための福島駅前アオウゼにおける出張相談も成果を収めました。

今年度は新たな委託契約の2年目に入りますが、社労士会が運営する年金相談の原点である国民の目線、立場に立って、じっくり話を聞いて、わかりやすい説明で理解、納得してもらうことを前面に出し、来訪されるお客様の不安、不満を解消し、街角の年金相談センターのモットーである「身近で顔が見える安心、そして信頼」を発展させるため、次の取組を実施してまいります。

- 1 連合会の運営方針をもとに社労士会が運営する街角センター福島らしい年金相談を実現するため、相談員の相談技術及びお客様へのマナー、配慮など、年金相談力の向上、サービスの充実、向上を図ります。また、相談員

養成に積極的に取り組み、且つセンター運営が円滑に進められる体制をつくります。

- 2 出張年金相談の実施、障害年金専用ブースの利用を促進し、地域住民とのつながりの拡大、信頼向上に努めます。
- 3 社労士会が運営する街角の年金相談センター福島認知度を高めるため、チラシ・ポスターメディアの活用等、あらゆる有効な広

報・宣伝の方策の検討し、実施します。

- 4 関係市町村、年金事務所や社労士会等との連携を強めます。また、社労士会が開催する退職セミナー等への講師派遣等の協力を行います。
- 5 年金事務所における窓口相談業務の円滑な実施に努め、相談員のスキルアップのための研修を実施します。

## 医療労務管理



昨年は福島県社会保険労務士会が福島労働局より「医療労務管理相談事業」を受託、

県会事務局内に相談コーナーを設置、医療関係者を対象としたセミナー・相談会を開催しました。

今年度は、福島県医師会が『医療勤務環境改善支援センター』の運営を受託し、福島県会として医師会に対し医療労務管理の支援をサポートすることになりました。

具体的には、医師会が県内各病院・診療所に

担当副会長 久井 貴 弘 (郡山支部)

対し、医療従事者の働きやすい環境整備・労働時間短縮並びに休暇取得促進等の啓発を行い、そのプロセスの中で各病院等から寄せられた相談に福島県会が個別に相談対応を行うスタイルになりました。事業主体が福島県会から医師会に代わりましたが、我々社労士に求められる労務管理指導のクオリティーはこれまでと何ら変わりはありません。研修を通じ相談員の質を高め、医療業界における社労士の職域拡大を念頭に本事業に取り組んで参ります。ご協力宜しくお願いします。

## 「がん治療者等に係る就労支援事業の活動等」に携わって

相談員 杉原 正 雄 (福島支部)

本事業は「就労支援・情報提供」という大義名分ですが、相談者の多くは「がん」を宣告された就業中の働き盛りの40~50代の方です。がんは「死に直結する病気」のイメージがまだ強く相談者自身、診断を受けた時点で「長期間休むことはできない」「仕事を辞めて治療に専念しなければ」と考え退職せざるを得ない状況に追い込まれ、結果として無収入となる二重の不安が現実です。特に非正規労働者は短時間勤務

や半日単位の休暇制度がなく、あっても「使いにくい」実態があります。

相談員は、有給休暇、傷病休暇制度、傷病手当金、失業保険の延長申請、さらに障害年金制度と手続きについて説明いたしますが、がん治療を続けながら就労を希望される方への相談支援および情報提供までいかに重篤な相談者が多いのも現実で、今後の課題として身近な継続的な相談支援も重要と考えます。



## 労働条件審査・診断研修会を受講して

草野 昌利 (郡山支部)

去る6月23日・24日の二日間に渡り、労働条件審査・診断研修会が行われ、初めて参加させていただきました。今年1月登録の新米社労士で知識も経験もない私でしたが、草野有道委員長をはじめ、同グループの原木会員、船岡会員、丹治勸会員に熱心にご指導をいただき無事に研修を終えることができました。心より御礼申し上げます。

入会以降、自分の得意分野を探すべく、県会、支部の研修会にできる限り参加してきましたが、今回の研修は今後、重点的に勉強していきたい分野ではないかと認識することができました。

諸先輩方におかれましては、すでにご承知のこととは存じますが、労働条件審査とは、企業・団体等に対して労働関係諸法令を遵守しているか、適法な労務管理をしているかの確認や人材配置が適正であるかを確認するための『モノサシ』です。

正直なところ、受講するまではマニュアルに

沿ったチェック項目に○×の判定をすればいいのだろう位の軽い気持ちでございました。しかし、シミュレーションとはいえ、実戦形式で行われた研修を体験して、多岐にわたる審査項目及び従業員へのアンケート調査において、その量の多さと、奥の深さにただ感心するばかりで、身の引き締まる思いになりました。

技術と経験、そして何よりも豊富な知識がないと誰がやってもできる「検査」で終わってしまいます。労使トラブルの未然防止につながるとともに、日常良好な職場環境を構築できるよう、社労士の知識と見識をもって「所見」を作り上げアドバイスをを行う点に価値があり、また社労士の腕の見せどころではないかと認識いたしました。

今回の研修は改めて関係諸法令を再確認する絶好の機会になり、また私自身の新たな職域の拡大につながると期待を抱くことができた有意義な二日間でした。



## 年金・労働相談員研修を受講して

岡崎 良之 (いわき支部)

平成27年7月9日にコラッセふくしまで行われた年金・労働相談員研修を受講させていただきました。

先ず初めに、相談員としての「相談業務に対する心構えについて」総合相談所大原百合副所長より講義を受けました。相談者は一人で悩み

を抱えておられる方も多く、「分かってほしい」「話を聞いてほしい」「助けてほしい」等、相談員に期待をして相談所を訪れることを念頭に置いて相談業務にあたることを肝要であるとお話しいただきました。具体的には、相談者の話に誠実に耳を傾け、積極的に理解する姿勢をもって相談者の悩みの核心を引き出すことが重要であり、相談員から助言をする際には丁寧にわかりやすい説明をし、相談者が十分理解できる話し方をするよう心掛けるということを学びました。

次に「労働紛争解決センター（ADR）の制度について」福島県社労士会丹治富士子事務局長より詳しく解説をいただきました。ここでは資料を交えながら、制度の趣旨、あっせん申し立てから実施に至るまでの具体的な手続きの流れや、実施後の和解の成立または打ち切りについてご説明をいただき個別労働関係紛争解決の制度について深く理解することが出来ました。

最後に、昨年度中に福島県社労士会総合相談所で取り扱った実際の相談事例をもとにグループによるディスカッション形式で講義が行われました。年金編、労務雇用編の二つの分野でそれぞれ行われ参加者の活発な意見の交換がなさ

れとても勉強になりました。実際の相談事例に触れることで相談員として業務にあたる上での具体的なイメージを持てたことはとても有意義でした。

また、実際の相談内容を目の当たりにし、一見同じような相談内容であったとしても相談者によって求めていることは各々で違っており、正解は一つだけではないことに気付かされました。社労士としての知識はもちろん必要ですが、知識から導き出す論理的な正しさだけではなく、相談者の心情に寄り添うことも重要なことであると感じました。そのためには、個人の経験や知識、スキルやノウハウ、傾聴姿勢、判断力など持てるものをフルに使って相談対応する必要があると実感しました。

相談員として社労士会労働紛争解決センターとの連携を意識しながら業務にあたることで、センターの利用促進と実績を積み上げていくことが出来るのではないかと考えています。この総合相談所の事業並びにADR事業を通して、社会保険労務士の認知度の向上とともに、国民の皆様から信頼される社労士会となることを願っています。



## 社労士会総合相談所第一回研修会を受講して

平 間 志津子（相馬支部）

平成27年7月23日に、コラッセふくしまにおいて、福島県社労士会総合相談所第一回研修会が行われました。研修会は、二部構成で行われました。

前半は、「医療福祉業界の人事労務管理ポイント」で講師は、赤いネクタイがトレードマークの社会保険労務士の服部英治先生です。

人材確保難は医療福祉業界では、すでに10年

前から始まっているとのこと。「職員の定着」「職員のモチベーション向上」を相当意識して支援することが私たち社労士の大事な仕事であるとお話されて、一連の採用業務にも実際に加わってリアリティあるお話をされました。

たとえば、面接はたっぷりと時間をとり前の職場での退職理由を聞く、または「電話で前職場でのあなたのこと聞いてもいいか？」と質問をしてその時の相手の反応を目の動き等で、観察する、気まずい事も社労士がはいって聞いていくなど。現場のさまざまな質問内容をお話になり私にも採用業務の際に実際に使えると、とても参考になりました。

就業規則の語尾も「～である。」を「～です。」「～ます。」の語尾に変更し、事例やイラストを入れて職員に内容を理解してもらい、かつ浸透させるように柔軟なルールにする。など人材確保難の為、必然的に人にやさしくならないといけないと、考えを再確認いたしました。

後半は、「年金一元化について」で講師は、浦和大学客員教授（前・埼玉県志木市長）の社会保険労務士長沼明先生です。

平成27年10月から実施される、被用者年金制度の一元化は待ったなしで行われます。消費税の税率10%が引き上げられる平成29年4月に伴

い、先送りされているのは、受給資格期間を25年から10年に短縮する制度改正です。

一元化後に受給権の発生する共済組合が決定する「特別支給の老齢厚生年金」「老齢厚生年金」については、原則として、ワンストップサービスの対象で、年金事務所での相談が可能となります。しかし、遺族共済年金は対象外です。

また共済年金上の区分に一般の公務員の消防職員・警察職員はワンストップサービスの対象で、対象外なのは特定消防職員・特定警察職員という区分があり、生年月日により支払開始年齢も異なっているので注意が必要です。

また、一元化で退職改定・在職年金の支給停止解除月の見直し・激変緩和措置・そして一元化後に、受給権が発生した・額の改定を行った場合、1円単位の年金受給額となります。

長沼先生の講演は一元化後の年金の計算方法等等など、説明されて、ここに私が間違った文章を書くと大変ですので終了します。一元化後は、共済年金の基礎知識がないと、年金相談で、適切に対応できなくなるかもしれません。

今後ますます複雑になってきた年金制度を生涯学習として、研修会等を利用させていただき、努力していきたいと思えます。



講師：服部英治氏



講師：長沼明氏

## 平成27年度連合会通常総会に出席してのご報告

代議員 草野有道 (相馬支部)

平成27年度全国社会保険労務士会連合会通常総会が6月30日にパレスホテル東京で開催され、福島会の代議委員として会津の菅沼理事と二人で出席いたしました。

菅沼理事は議事運営委員のため前泊されました。

各県会から代議員が出席され計188名となり、毎年ながら総会のスケールの大きさに感動いたしました。

前日の連合会会長選挙で当選された大西会長の挨拶ではじまり、第8次社労士法改正が実現したということ、日本年金機構に対する不正アクセスにより、個人情報流出の対応策について厚生労働省からの要請に協力していくこと、社労士のマイナンバー対応ガイドラインハンドブックを作成したこと、社労士法50周年に向けた取組として社労士に関するニーズを企業にアンケート調査をしたこと、社労士制度推進戦略として医療労務コンサルタント事業、介護事業の労務管理を推進していること、国際労働機関(ILO)インドネシア、韓国など国際化推進に取り組んでいること等の内容で挨拶されました。社労士事業の取り組みについて連合会は、事業開発のための事業として、推進委員会、推進戦略室などを設置し、積極的に活動していることが感じられました。

議案の審議を受けて東京会、大阪会、埼玉会、神奈川会、広島会から広報活動、事業開発に関する事業、社労士試験、成年後見人事業、労働条件審査事業、マイナンバー、社労士の受託率向上についての質問が出されました。

東京会から労働条件審査事業について「労働条件審査が社会貢献事業として取り扱われている理由についてお聞きしたい」との質問に大谷副会長から「われわれ社労士は、労働法令遵守から労働CSRまでの労務管理に携わっていて、労働条件審査事業はその基礎的部分なので、社会貢献事業として捉えている。今後、労働条件審査の流れしだいでは位置づけも変わっていく」との回答でした。

私見ではありますが、昨今では、労働法令の遵守が重要視され、これを守れない企業は取引先から敬遠され、人材の確保も出来ない状況にあります。ゆえに労働条件審査事業は大きな意味があり、単に社会貢献事業として捉えていることは短絡すぎると思われまます。

総会終了後、塩崎恭久厚生労働大臣から日本年金機構の不正アクセスに協力をいただいていること又、訴訟代理人とともに補佐人として出頭できることなどを踏まえ、社労士の活動と役割がますます重要になってくること等のご祝辞を賜りました。



## 将棋の面白さ・囲碁の面白さ

飯岡 克則 (福島支部)

私の好きな漢字は「歩」である。登山、知らない町のぶらぶら歩き、巡礼、そして将棋。この漢字は私の趣味に繋がっているからである。

将棋は小学校の時、父から教えてもらった。

30年前、福島に住むようになるまでは、将棋道場に時々通ったりしてかなり凝っていた時期がある。夜寝るとき、負けた将棋の盤面が臉にちらつくことも再三あった。その頃はめくら将棋(将棋盤、駒を用いず、たとえば電車の中などで、2六飛車などと番号をお互いに言い頭の中で将棋を指すこと)も出来たが今は自信がない。

将棋の面白さは、対局相手との読み比べである。自分が指した手に対し相手がどのような手を次に指してくるか。プロ棋士はこれを数十手先まで読むといわれている。

将棋には王将から歩兵まで7種類の駒があり、それぞれ動きの範囲が決まっている。飛車は縦横、角は斜めにどこまでも進むことができ、豪快である。歩兵は一回にマス一つ進めるだけであるが、相手陣地に入ると「と金」に出世して、金将と同じ活躍ができるようになる。

将棋の戦闘開始は歩兵のぶつかり合いからで、さらに「つぎ歩」「たれ歩」など味わいのある戦法もある。歩兵の存在は将棋を実に面白くしている。将棋には禁じ手があり、歩兵は同じ列に2つ置くと、即座に反則負けとなる。NHKのプロ棋士の対局中視聴者が見ている前で、2歩の反則負けがあった。プロ棋士でも最も初歩的なミスをするほどの緊張感、これには勝った方が頭を抱えていた。

最近、対局する機会は遠方から友人が来た時くらいなので、たまにパソコンソフトを相手に指しているが、現在は囲碁のほうが面白い。

囲碁を本格的に覚えたのは50歳くらいで、こちらはなかなか棋力が上達せず現在に至っている。日曜日のNHK囲碁対局は必ず録画し、後でゆっくり鑑賞するのがここ数年来の習慣である。



囲碁は将棋の様に駒はなく、白と黒の石があるだけでこれを交互に打って(将棋は指すというが、囲碁は打つという)陣地を多く取った方が勝ちである。将棋の盤面は9×9で81マスだが、囲碁は19×19で361の交点がある。将棋はマスに駒を置き、囲碁は交点に石を置く。

囲碁の面白さは、将棋と同様対局相手との読み比べもあるが、対局観が勝ち負けを左右することである。盤面が広いので常に全体をみて石を置き、その石が勝負の行方にどう作用するかを考える。

では将棋と囲碁の違いは何だろうか。将棋は戦闘開始から王将を詰めるまで、一手一手に最善手は何かを考え続ける。体力がいる。ちなみにプロの将棋棋士でタイトル保持者に中高齢者がほとんどいない。

これに対して囲碁は盤面が広く、最善手は1つとは限らない。最後まで読み切ろうと思っても、変化が多く読み切れるものではない。さらに自分だけが一方的に陣地を取れるはずはないので、相手にどこを譲るかを考えながら打っていく。ぎりぎりまで読まなくても、盤面の形で勝負を考えることができるので体力的にも将棋に比べて楽である。かなりの高齢でも囲碁は趣

味となりうる。

将棋をやってきて思うことは、物事を考えるとき常に先の先まで読む癖がついたこと。今思えば、これが良かったかどうかはわからない。

囲碁をやって良かったことは、相手の立場を考えることの大事さを再認識できたこと。プロの碁をみていると「振り替わり」がよくでてくる。

ここはもともと私の陣地だがあなたにあげましょう、かわりにあなたの陣地のここは私にく

ださいね、これが「振り替わり」である。

幕府最後の将軍徳川慶喜は、大政奉還の後はいろいろな趣味を楽しんで生涯を送ったが、晩年の最後まで残った趣味は囲碁であった。

納得できる。私もかくありたい。  
(写真は、趙治勲永世本因坊と撮ったもの、サイン入り)

(次回は、会津支部の鈴木俊一会員にお願いいたしました。)

## 「情報・一番」



### 総会懇親会に参加して

浅川 尚 恵 (会津支部)

「今年の総会懇親会、いつもと違う感じで楽しかったみたいだね。」総会後の県会研修に参加した際に、久しぶりにお会いした他支部の会員の方に言われた言葉です。

6月12日、会津若松市の東山温泉で平成27年度第38回定時総会（福島県社会保険労務士会）および同第35回定期大会（福島県社会保険労務士政治連盟）が行われました。そして、その後の懇親会の様子が「社労士ふくしま月間情報7月号」に掲載されました。それを見ての上記の言葉でした。

今回初めてのことだったようですが、懇親会に来賓として金子恵美衆議院議員、渡辺義信県議会議員、桜田葉子県議会議員にご参加いただいたのです。

わたしは福島県社会保険労務士会に入会してもうすぐ4年となります。その間、いわき、白河、郡山と各所で開催された定時総会、定期大会そして懇親会に参加し、県会会長をはじめとする理事の皆さま、県会事務局の皆さま、そして当該開催支部の会員の皆さまの温かいおもてなしに毎回感謝

していました。会津で開催するときは必ずこの気持ちをお返ししたいと思い、前回の郡山開催では準備段階から参加させていただき、今回の地元開催を迎えました。

「浅川さんほど気合い入っている人はいないけれどね。」と冗談で言われるほどわたしは空回りしていたようです。開催支部ということで普段なかなか参加できない支部会員の方も顔を見せてくださり、どうしても参加できなかった支部役員の方からは、「参加できなくてごめんね。よろしくね。」と声をかけていただきました。会津支部支部長、事務局を中心にそれぞれの立場で協力し合い、支部としてもおもてなしができたのではと思っています。

総会および大会の無事終了をうけて皆さ



まのリラックスした雰囲気の中、全国社会保険労務士会連合会の帆士宣洋副会長より乾杯のご挨拶をいただき、懇親会が始まりました。

渡辺義信県議会議員、桜田葉子県議会議員からもご挨拶をいただき、今までにない懇親会ですごいなと感じました。

わたしは同じテーブルの同支部の方と会津若松市の条例にならい、会津の日本酒で乾杯しました。そんなところからも会話が弾み、なかなか話す機会のない他支部の方ともうちとけた情報交換をすることができました。

他支部の方と話す機会はそれほど多くはないため、こういった場は毎回とても楽しみにしているのですが、今回はさらなる楽しさがありました。

それは各議員の皆さまとお話させていただいたことです。渡辺議員とはテーブルを囲んでお話を聞くことができ、県の労務、社会保障への具体的な取り組みや、それに応じるベテラン社労士の方々の広い見識に感心しました。桜田議員はお忙しい中の参加で途中退席となり、ご挨拶しかできず残念でした。



そして、途中からではありましたが、多忙な中会津までかけつけてくださった金子恵美衆議院議員の登場となりました。会場は一気に華やぎ、笑顔があふれました。壇上からご挨拶をいただきましたが、人に伝

える話し方がとても勉強になりました。

その後、わたしも個別にお話させていただきましたが、金子議員の「輝く女性を応



援します。」の言葉ととてもポジティブな姿勢に、自分が知らず知らず持っていた仕事への少し後ろ向きな姿勢に気づかされました。そして、金子議員の足の長さ、スタイルの良さに見とれてしまいました。金子会長も足が長いし、埼玉西武ライオンズの金子選手もスタイル良いし、金子さんはスタイル良い人ばかりだと全然関係の無いことが頭に浮かびました。

しばらくたつと会場の前の方から「女性のみで写真を撮りましょう。」と声が聞こえました。それまで金子会長や宍戸政治連盟会長を中心に写真を撮っていたことは気づいていましたが、思いがけない展開にびっくりしていると、周りの方が「行って来い。」と見送ってくださいました。このようなことも今までに無かったことではないでしょうか。

後日、それらの写真とともに金子議員、桜田議員が活動報告をしてくださっていることを知り、少し照れくさい思いもありま



したが、社労士活動の広がりはこうして行われるのだなと感じ、有り難いことだなと思いました。

懇親会の中で写真を撮り、情報発信をすることによって、文字だけでは伝わりにくい部分も伝わりやすくなり、より多くの会

員の方に興味を持っていただけるのかなと思います。同時に、今回参加いただいた議員の皆さまに紹介していただくことにより、社労士以外の方にもわたしたちの存在や活動を知っていただく良い機会になったのではと思います。



## いわきおどりに参加して ～社労士夢集団 諏訪・いわき～

松本 麻衣子 (いわき支部)

8月8日(土)に行われた「いわきおどり」に、昨年8月に姉妹支部を締結した長野県諏訪支部といわき支部との合同チームで参加した模様をお伝えします。

まず、いわきおどりについて簡単にご説明します。いわきおどりは、市制施行15周年を記念して昭和56年に創作・制定された市民共通のおどりです。毎年8月6日から8日にいわき駅前で開催されている平七夕まつりの最終日に行われます。お囃子の「ドンドド、ドドド、ドン…」はいわき七浜に売り寄せる雄大な波といわきを訪れる無数の人の波を表し、「ワッセ」は人の「和」とさらに「盛」と「勢」を表現しているそうです。いわきおどりの歌詞には、市内の名所旧跡がふんだんに盛り込まれています。長年いわき市民である私ですが、恥ずかしながら今回初めて歌詞に触れ、改めて



いわきの良さに気付くことができました。この機会に読者の皆様にも是非歌詞をご覧になって頂きたいと思います。

- 一、いわき七浜 太平洋を 抱く姿は 日本一
- 二、北は仙台 南は東京 関の勿来に 舞う桜
- 三、みなと小名浜 三崎の空に あがる花火の 意気の良さ
- 四、湯本ちよいと出りゃ パノラマライン 月の丸山 湯の煙り
- 五、赤井嶽から 夏井の溪谷へ 呼べば若さが こだまする
- 六、雲よ見えるか いわきの平 燃えるつつじは 松ヶ岡
- 七、泣くも笑うも 幾年月の 愛の燈台 塩屋埼
- 八、姿優しく 浄土が池に 映す 白水阿弥陀堂
- 九、つづく砂浜 黒松林 おらが自慢の新舞子
- 十、別れ惜しんだ 御齊所峠 暮れて河鹿の しのび泣き
- 十一、両手合わせて 波立薬師 沖に希望の 陽が昇る

十二、揃う手振りに 笑顔添えて いわき人の和 踊りの和

いわきおどりは4部構成となっており、各回1,700名程度が参加します。夕方5時頃から始まり、各回40分ずつ（途中10分休憩）踊ります。簡単な踊りですが、真夏にずっと動き続けるため持久力が必要です。ちなみに、私達は第2部に参加しました。夕方には、前日までの猛暑が嘘のように涼しい風が吹いて、絶好のいわきおどり日和となりました。（日頃の行いが良いからでしょうか？笑）

合同チームの名前は「社労士夢集団 諏訪・いわき」としました。諏訪支部からは15名の皆さんが参加して下さり、総勢35名での参加となりました。本番前にはいわき踊りのベテランである吉田昌樹支部長が先頭に立って練習を行いました。「これはきつそうだ…」との不安の声も上がっていましたが、本番では、皆さん無事に踊り切っていらっしやいました。諏訪支部の方々も初めてとは思えないほど、いわきおどりをマスターされていました。

いわきおどり用のオリジナルTシャツも作成しました。デザイン案では、爽やかな水色や体が引き締まって見える黒色も作成

したのですが、選ばれないだろうと思って作ったピンク色が一番人気となり、採用されることになりました。実際に届いてみると、デザイン案よりも数倍激しい蛍光ピンクで、その眩しさに参加者の皆さんは衝撃を受けていましたが、祭りの人混みでも目立つ（迷子にならない）、そして新聞記者の目をも惹きつけるという効果があり、福島民報といわき民報の2紙に写真が掲載されました。普段はスーツ姿の渋いオジサマ方が蛍光ピンクのTシャツを着て一心不乱に踊るという光景が、見る者に勇気と感動を与えたのかもしれない…。

実は、いわき支部としていわきおどりに参加するのも初めてであり、事前準備や当日のオペレーションなど、初めてのことばかりでしたが、支部幹事が一丸となって取り組み、無事成功させることができました。業務に直結はしないものの、いわき支部会員同士および諏訪支部の方々と一緒に汗を流すことで一層の交流が図れ、大変有意義なイベントだったと思います。

来年は、いわき支部が諏訪支部を訪問し、長野県で有名な祭りである御柱祭を見物する予定です。支部の垣根を越え、お互いに刺激を与えあえる関係となれるよう今後も活発な交流を続けていきたいと思っています。



## ゴルフコンペ

牧野 祐一 (いわき支部)

いわき支部の牧野祐一です。県社労士会定時総会の翌日6月13日(土)にナリ会津カントリークラブにて、第35回社労士ゴルフ愛好会コンペが開催されました。この度、初めて参加させて頂きましたので、その際の様子や私のゴルフ歴などをご紹介します。

当日は、とても天候に恵まれてまさにゴルフトップシーズン時期で込み合っており、スタート予定時間が30分以上遅れました。ですが、その分事前のパター練習や存在するのが珍しいアプローチ練習場で準備することができました。今回のコースは、写真の通りホテルも併設されており高級リゾートコースのようでした。福島県はご存じの通り広大な地域であり様々なコースで開催できるため、雄大な磐梯山、吾妻連峰、猪苗代湖そして太平洋など、支部地域ごとの景色を楽しむことが当コンペのメリットの一つだと感じました。



さて、だいぶ待たされたスタート時間は11時を過ぎていましたが、今回は3人づつ全3組でしたので程良いペースで回ることができました。前半のコースは、比較的距離が短くて十分な事前練習が活き、さらに



私はロングホール2オン2パットのバーディなどもあり「38」のスコアが出ました(4月のいわき支部コンペでも30台が出ましたので社労士会コンペは相性がいいようです)。しかしながら、収まるところに収まるもので後半は「50」と崩れましたが、何とかトータル「88」で優勝することができました。

実は私は、社労士になる前にサラリーマンを辞めて1年間オーストラリアにゴルフ留学したことがあります。30歳半ばを過ぎてから無謀にもレッスンプロを目指しましたが、案の定、才能の無さを実感して今に至ります。従って本来なら、ゴルフ留学という経歴、年齢(私が最年少であったと思います)、そして初参加の遠慮を考慮すれば優勝は図々しいことかもしれませんが、私の欠点でもあり長所でもあるとご理解頂ければと思います。

そのほか、昼休みには一時的に全員が揃って楽しく食事を取り、プレー直後にロビーで簡易的な表彰式(結果発表)を行いました。コースから渡されるスコア一覧表を見るのは、同じコースを同じ条件でラウンドするコンペの楽しみの一つです。また、

表彰式後にすぐ解散してお風呂に入るかどうかを自由には選べることは、帰り道の距離が異なる今回の参加者には最適なスタイルでした。

最後に、次回は正式コンペではありませんが11月にいわき市で開催予定です。五浦庭園カントリークラブで女子プロの試合が開催されるため、観戦した上で良いイメー

ジを持って翌日プレーしては？と私から提案させて頂き、都合の付く方々で開催予定です。直に見るととても力強い女子プロの乾いた音のショットや、リラックスした中での皆さまとの会話が今から楽しみです。

当日の写真をご覧頂き、すがすがしくて爽やかだった当コンペの雰囲気をお伝えできたら幸いです。

## 新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名  
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. **二 瓶 優 子**
2. 会津若松市
3. 平成27年4月1日
4. 勤務
5. 福島労働局会津若松公共職業安定所

6. 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント
8. 私が社労士を目指したのは、約19年勤めた民間企業を離職し、現在の職に就いた際の求人条件が

「社労士資格有れば尚司」であった為です。会津若松及び郡山の職安勤務では、社労士の先輩方には何かとお世話になっており、この場をお借りして御礼申し上げます。

社労士として人として日々成長し、自分の信念に基づいて正しいと信じる道を歩んで行きたいと考えております。

今後ともご指導の程よろしくお願い致します。



1. **北 目 幹 雄**
2. 福島市八島町10番38号
3. 平成27年5月1日
4. 開業
5. 北目労務管理事務所
6. 特になし
7. ゴルフ、家庭菜園

8. 昭和44年、須賀川労働基準監督署をかわきりに福島労働基準局、いわき労働基準監督署、富岡労働基準監督署、会津労働基準監督署、福島労働基準監督署、福島労働局と労働基準畑を40年余り渡り歩いてきましたが、昭和53年に将来何かの役に

立つと思い立ち、妻（社労士の先輩）と社労士の試験を受験しました。おかげさまで2人とも合格することができました。当時を思い出すと夜中の1時位まで勉強したことが思い出されます。私が万が一不合格となったら現職の面子もあったので一抹の不安もありました。

社労士は労働条件の向上に向けて事業主はもとより労働者の目線にたつて汗を流さなければならぬと肝に命じて業務遂行する所存でありますので諸先輩のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

1. <sup>うつぎ</sup>宇津木 <sup>あや</sup>綾 <sup>こ</sup>子

2. 岩瀬郡鏡石町不時沼260 (勤務先)
3. 平成27年5月1日
4. 勤務
5. 齊藤社会保険労務士事務所
6. 年金アドバイザー3級、司会
7. 旅行 (最近は安近短が主)、PTA活動
8. 以前からボランティア活動が好きで、地域おこしなどを中心に様々なことを行ってきました。その中で気づいた事は、企業が元気でないと町が元気になるということ。企業を作るのはも

ちろん「人」です。元気な人がたくさんあふれる地域になる為に、企業のお役にたてる職業はないかと考え、主婦から一念発起して社会保険労務士を目指しました。

私が勤務している事務所は労務の他に会計事務所としての仕事も行っております。現在、会計税務の方も学ばせていただいております、労務と会計の両面から企業のお役にたてるように早くになりたいと思っております。まだまだ未熟なものです、今後ともよろしく願いいたします。



1. <sup>わた</sup>渡 <sup>なべ</sup>部 <sup>まこと</sup>誠

2. 福島市松川町美郷2-7-5
3. 平成27年6月1日
4. 開業
5. わたなべ経営人事サポートオフィス
6. 中小企業診断士、行政書士、宅地建物取引主任者
7. ウォーキング、読書、旅行
8. 30年間勤めた福島県庁を昨年の3月に退職し、東京にある法政大学経営大学院で1年間、企業経営と経営の実務の勉強をしてきました。福島県では、東日本大震災及び原子力災害以後、「風評被

害」が深刻で中小企業の経営環境は厳しく、さらに、子どもや若者の県外流出が続いて、今後何十年と続くかもしれない県内の復興を担っていく若者の人材育成が急務です。このような中で、人事労務管理の専門家である社会保険労務士の役割は重大と考えております。私としても、社会保険労務士や中小企業診断士の資格、行政経験等を生かして、微力ながら、県内の中小企業の成長・発展と若者の人材育成等に少しでも貢献できればと考えて独立開業しました。なお、まだ、業務を開始したばかりで、右往左往しておりますが、先輩諸氏のご指導を頂きながら頑張っており、先陣諸氏のご指導を頂きながら頑張っており、先陣諸氏のご指導を頂きながら頑張っておりますので、よろしく願いいたします。



1. <sup>むら</sup>村 <sup>かみ</sup>上 <sup>さこう</sup>榮

2. いわき市内郷高坂町1-72-2
3. 平成27年8月1日
4. 開業
5. 村上榮社会保険労務士事務所
6. 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
7. そば打ち (うどん・パスタなど)、家庭菜園、パソコン
8. 介護をするため会社を早期退職しながら、約10年間介護生活をする中で、セカンドライフに地域にデビューする考えとして仕事で培われた様々なことを利用して「自立すること」を目標に「5つの誓い+60歳からプロを目指す」を実行しつつ7

年半ブログ (いわき・うぶすな広場だより) を書いてきました。そうした介護生活をする中で、  
 ☆成年後見制度をめぐる問題  
 ☆非正規社員をめぐる問題  
 ☆障害年金をめぐる問題  
 等に気づかされ、どんな資格がそのような問題に解決できるのか、考える中で、社会保険労務士の資格に会い5人の介護終了後、受験を始め昨年合格し、平成27年8月1日付で開業登録できました。

今後、社会保険労務士の仕事を通じて困っているお客様のお役に立てるよう勉強していきますので、ご指導をよろしく願いいたします。

# 支 部 だ よ り

## 福島支部

2月10日 第3回研修会（コラッセ福島）

- ① マイナンバー制の概要について
- ② 高齢者・障害者雇用に係る各種助成金について
- ③ パート労働法の改正点等について

出席 33名

2月17日 支部会報第63号発行

3月13日 第4回幹事会（県会会議室）

4月17日 第38回定時総会（福島テルサ）

出席 27名 委任者数 35名

5月8日 第2回幹事会（県会会議室）

6月19日 第1回研修会（福島テルサ）

- ① 年度更新の注意点等について
- ② 算定・月変の注意点等について
- ③ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法等について
- ④ 被用者年金一元化（平成27年10月施行）等について

出席 37名

7月11日 第32回県北士業協議会（福島テルサ）

菅野浩司支部長、渡邊康志副支部長、佐川弘行副支部長、白岩裕和幹事

出席 4名

7月25日 支部会報第64号発行

7月29日 第3回幹事会（アオウゼ）

### 【平成27年度 福島支部事業計画】

社会保険未加入80万社、国民年金納付率60%、生活保護受給160万世帯、東日本大震災の被災地復興の遅れ、格差の拡大、貧困率の上昇等様々な問題が山積みされています。さらに、マイナンバー制度の開始が迫ってい

ますが、支部規則及び本会会則に則り、次の事業を実施いたします。

1 能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業

① 法改正などの基本研修  
（特に本年は、マイナンバー制度）

② 専門的な実務研修

2 社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業

① 県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応

3 関係官庁の出先機関との連絡・調整の事業

① 行政手続の適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打合せの実施

4 その他必要と認められる事業

① 支部会報の発行

② 県北士業協議会への参加

③ その他必要と認められる事業

## 郡山支部

2月12日 第3回支部研修会（ビッグアイ郡山）

出席者：42名

『交通事故の第三者行為災害の留意事項について』

講師：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

今野 晴貴 様

弁護士法人クレイス法律事務所

弁護士 高橋 久善 様

2月12日 支部新年会

参加者：17名

4月3日 第1回支部役員会

(郡山市労働福祉会館)

出席 11名

- 平成26年度会計監査
- 平成27年度通常総会議案書等の審議

4月23日 平成27年度通常総会(ホテルはまつ)

出席 76名(委任者40名含む)

- 平成26年度活動報告、収支決算・会計監査報告
- 平成27年度事業計画、収支予算承認の件
- 役員改選の件

5月26日(安積総合学習センター)

【午前】第2回支部役員会

出席者:11名

- 平成27年度事業活動について
- 支部行政協力アンケート実施の件

【午後】第1回企画・業務合同委員会

出席者:12名

- 平成27年度事業運営について

8月4日 第1回支部研修会(ビッグアイ郡山)

出席者:27名

(1)『有期雇用特別措置法について』

講師:福島労働局監督課

働き方休み方コンサルタント

丹治 正夫 様

有期特措法高齢者認定調査員

阿部美津子 様

(2)『セクハラ・パワハラ防止研修』

講師:公益財団法人21世紀職業財団

客員講師 李怜香 様

8月4日 支部懇親会

参加者:14名

8月11日(火) 第2回企画委員会

(カフェテラス四季)

出席者:5名

- 平成27年度親睦事業について

8月22日 平成27年度支部親睦事業開催予定

釈迦堂川全国花火大会 観覧ツアー

## 会津支部

支部総会

4月22日 会津ワシントンホテル

出席者 21名、委任状 10名

支部研修会

第1回 業務研修会 ルネッサンス中の島

出席者17名

- 有期雇用特別措置法の概要及び無期転換ルールの特例を受けるための雇用管理措置の計画認定の申請等について

講師:福島労働局監督課 阿部美津子 様

〃 丹治 正夫 様

- 助成金について

講師:会津若松公共職業安定所助成金担当

遠藤 新吾 様

役員会 5月22日 「黄鶴楼」

出席者 9名

◎支部行事の今後の予定

9月7日 第3回支部役員会

9月7日 第1回実務研修会

「マイナンバー制度」について

11月中旬 第2回業務研修会

28年1月下旬 第2回 実務研修会

## いわき支部

長野県会諏訪支部との姉妹支部提携後、初めてとなる交流事業として、合同でいわき踊りに参加し、大盛況でした。



10月には支部研修旅行を実施する予定です。

◆支部行事の実施分（平成27年2月～8月）

2月20日 平成26年度第3回支部研修会（いわき市生涯学習プラザ）出席22名

1. 「改正パートタイム労働法について」

講師：福島労働局雇用均等室 担当者

2. 「マイナンバー法について」

講師：いわき支部 牧野祐一 会員

3月25日 平成26年度第7回幹事会

4月24日 平成27年度支部定時総会（ラトブ）

同日 平成27年度第1回幹事会

5月13日 第2回幹事会

5月15日 長野県会諏訪支部定時総会に来賓として吉田支部長出席

5月 支部会報いわき第2号発行

6月5日 長野県会諏訪支部研修会に表敬訪問を兼ね支部三役で参加

6月19日 第3回幹事会

7月6日 いわき五土業連絡協議会（ラトブ）吉田支部長、中目副支部長出席

7月27日 第4回幹事会

8月8日 姉妹支部交流事業として諏訪支部いわき支部合同でいわき踊りに参加（諏訪15名、いわき21名）

8月28日 第1回支部研修会（ラトブ）出席27名（※県会研修も同日同所で開催）

1. 「有期雇用特別措置法の制度概要及び計画認定の申請について」

講師：福島労働局監督課 担当者

2. 「今後予定される法改正情報について」

講師：いわき支部 小松 朋恵 会員

◆支部行事の今後の予定（平成27年9月～）

10月23日～24日 平成27年度支部研修旅行（東京地裁にて労働裁判傍聴他）

（日程未定） 第2回支部研修会

12月5日 いわき五土業合同無料相談会（ラトブ）

◆通年開催中

いわき市無料年金・労働相談所 毎月第3火曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

## 相馬支部

相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週火曜日を実施しています。

無料相談日

相談月	相談日
4月	7日、14日、21日、28日
5月	12日、19日、26日
6月	2日、9日、16日、23日、30日
7月	7日、14日、21日、28日
8月	4日、18日、25日

4月30日 相馬支部通常総会（五月）

## 白河支部

■今後の支部活動

◆9月上旬 白河支部研修

① 最近の労働行政について

講師 労働基準監督署

② 高年齢・障害者雇用に関わる各種助成金について他

講師 高年齢・障害者雇用支援センター担当者

③ 有期雇用特別措置法について

講師 労働局担当者

④ 雇用保険適用及び各種助成金について

講師 ハローワーク適用・助成金担当者

⑤ マイナンバー制度について  
講師 久井 貴弘 副会長

⑥ 支部打ち合わせ

⑦ 懇親会

◆11月8日 「第1回無料相談会」 労働問題・年金関係

◆12月13日 「第2回無料相談会」 労働問題・年金関係

・終了後白河支部忘年会

■平成27年活動方針

1. 研修会・懇談会等を通じ白河関係行政機関との連携強化
2. 各法律改正及びADR並びに電子化申請に対応した研修の実施
3. 日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を実施
4. 支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて検討

●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(H27. 9. 1現在)

1. 入 会 者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	電話番号 FAX番号	支 区 分	入会月日
二瓶優子	勤務	会津若松市中央三丁目1-8 ライオンズマンション中央公園508	0242-33-6663	会 津 勤 務	27.4.1
長谷川宣暢	社会福祉法人篤心会	須賀川市和田字沓掛48番1	0248-76-6660 0248-76-6655	郡 山 勤 務	27.4.1
宇津木綾子	斉藤社会保険労務士事務所	岩瀬郡鏡石町不時沼260番地	0248-62-2869 0248-62-6307	郡 山 勤 務	27.5.1
北目幹雄	北目労務管理事務所	福島市宮下町15-1 渡辺計算センター内	024-535-1023	福 島 開 業	27.5.1
わたなべ部 誠	わたなべ経営人事サポートオフィス	福島市松川町美郷2-7-5	024-503-9112 024-503-9112	福 島 開 業	27.6.1
村上 榮	村上榮社会保険労務士事務所	いわき市内郷高坂町1-72-2	0246-26-3002 0246-26-3002	い わ き 開 業	27.8.1
高井敏夫	あづま労務管理事務所	福島市森合字久保田1-42	024-502-8134 024-502-8134	福 島 開 業	27.9.1
佐久間隆司	佐久間隆司社会保険労務士事務所	須賀川市狸森字北作25	0248-79-2065 0248-79-2065	郡 山 開 業	27.9.1

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	区 分	退会月日
長 倉 克 巳	長倉社会保険労務士事務所	白河市郭内115	開 業	27.3.31
鈴 木 潤	社会保険労務士鈴木潤事務所	福島市清明町1-10 アポロハイツ福島613	開 業	27.3.31
本 庄 松 雄	勤務	郡山市清水台1-7-18 サンパレス清水台502号	勤 務	27.3.31 埼玉会へ

氏名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	区分	退会月日
小池 勝利	勤務	いわき市好間町上好間字田代68-71	勤務	27.4.20
二瓶 昌幸	勤務	須賀川市妙見142	勤務	27.4.30
豊巻 八重	豊巻社会保険労務士事務所	郡山市菜根1-19-2-506	開業	27.4.30 茨城会へ
朝倉 利浩	社会保険労務士朝倉利浩事務所	福島市松浪町4-9	開業	27.5.12
尾形 修	尾形社会保険労務士事務所	福島市宮下町15-1 渡辺計算センター内	開業	27.5.31
久慈 経明	勤務	須賀川市日向町22 サンディアスA103	勤務	27.8.31 愛知会へ

### 3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
鈴木 正美	事務所所在地	郡山市桑野5-13-4 コーポ井上505	27.2.1
大橋 隆一	事務所所在地	郡山市静西二丁目42番地	27.2.28
川村 雄一郎	事務所所在地	郡山市中野2-13 Avenir II-101	27.2.28
若林 峰男	FAX番号	FAX 024-954-3455	27.3.23
鈴木 千佳子	勤務→開業	鈴木千佳子社会保険労務士事務所 郡山市開成4丁目25-8 グレイス開成204号 TEL 024-935-0360	27.4.1
相澤 義和	事務所所在地・FAX番号	郡山市安積町荒井字西原山4-1 ワールドビル201 F-lab内 TEL 090-2452-0798 FAX 024-955-6456	27.4.1
根本 勇	付記	特定社会保険労務士	27.4.1
白岩 裕和	付記	特定社会保険労務士	27.4.1
小松 朋恵	その他→開業	とも社労士事務所 いわき市内郷高坂町立野127-1 ドリームマンション202 社会保険労務士中目敏雄事務所内 TEL 0246-26-5310 FAX 0246-26-5352	27.4.1
鈴木 郁子	その他→開業	鈴木郁子社会保険労務士事務所 いわき市四倉町東二丁目34番地2 TEL 090-4889-6184	27.4.1
小堀 健太	開業→勤務		27.4.1
高橋 勇	事務所所在地 付記	福島市笹谷字石田7-3-9-102 特定社会保険労務士	27.4.1 27.4.15
松本 麻衣子 (旧姓 鈴木麻衣子)	事務所所在地 氏名	いわき市平字白銀町2番地10 TATAKIAGEJapan内 松本 麻衣子	27.4.1 27.6.2
鈴木 慎太郎	付記	特定社会保険労務士	27.5.1

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
遠藤英樹	事務所所在地	郡山市安積町柴宮東10-1 TEL 024-955-6671	27.5.1
小佐野陽	勤務→その他		27.5.1
鈴木荘太郎	FAX番号	FAX 0242-32-6140	27.7.11
淀川照男	FAX番号	FAX 024-983-9232	27.7.15
清水まり子	TEL番号	TEL 0248-87-0626	27.7.25
水尻登志朗	事務所ビル名	郡山市駅前2丁目10番15号 三共郡山ビル北館5階	27.8.12
佐藤昌弘	付記	特定社会保険労務士	27.9.1
小前典子	FAX番号	FAX 050-3737-0138	27.9.1
鈴木千佳子	FAX番号	FAX 024-935-0360	27.9.1

#### 4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	白河	合計
開業 (法人社員含む)	65	87	32	55	15	10	264
勤務等	13	16	9	6	0	4	48
計	78	103	41	61	15	14	312
法人	2	3	0	3	1	1	10



## 編 集 後 記

「何を書こうかな。俺はものを書くのも下手だから、次号の編集後記は、他の人にお願ひしよう。」なんて考えて、タバコを1本取り出し、火をつける。

—— たのしみは 心に浮かぶはかなごと

思いつづけて 煙草すうとき (橘曙覧) ——

今、煙草を吸っていますが、そんな楽しい気分にはなれません。ただ、楽しみに限らず自分の喜怒哀楽の所有権は自分にあるという事をつい忘れてしまい、他人の言動や、物の有る無しで、自分の気分を損ねてしまうことが多々あります。馬鹿らしいことと思います。

橘曙覧 (タチバナノアケミ) の歌は、「たのしみは」で始まり、「とき」で終わります。

—— たのしみは 出来がどんなに悪くても

編集後記を 書きおえたとき ——

(W・K)

会報 社労士ふくしま No.104

平成27年 9月10日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 金子昌明

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社

【新しいチャレンジ、さらなる躍進】日本シャルフは、全国の社労士様と共に、常に進化しています！

「イージア」が、API対応・機能追加により、新しく【社労法務イージア】としてバージョンアップ！

# API対応【社労法務イージア】



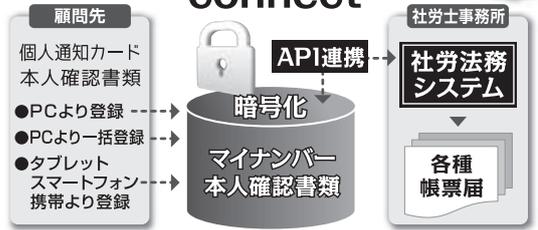
- イージアは社会保険労務士事務所だけでなく、一般企業様もお使いいただけます。
- お使いの給与システムと併用して電子申請がご利用できます。
- APIに対応したシステムで、【社労法務イージア】から直接、申請や公文書取得が行え進捗管理ができます。
- データベースの共有化により、複数台のパソコンで同じデータベースを使って作業ができるようになります。

## 予告 社労法務システム導入 コンサルティングミーティング開催

社労法務システムは多種のタイプをご用意しております。  
あなたの事務所に合うタイプを丁寧にご説明致します。

- 社会保険労務士業界に大きな影響を与える  
マイナンバーについて、シャルフの対応をご説明いたします。
- 開催時期・開催場所／◎詳細については、HPをご覧ください。  
対象者／社会保険労務士事務所 一般企業総務・人事業務従事者

## 社労法務マイナンバー connect



詳しくは  
日本シャルフ  
HPへ！



ゆとりのビジネスライフ  
日本シャルフ

●本社／〒116-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30  
●システムサポート／〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2  
[初期導入サポートダイヤル]  
Tel.050-6864-6636 ✉ info@shalf.jp  
浜松アクトタワー18F

詳しくはwebサイトで! <http://www.shalf.jp>

日本シャルフ 検索  
facebookでも情報発信中!  
<https://www.facebook.com/nihonshalf>

## あんしん財団は、事業経営を幅広くサポートします！

### 業務上・業務外のケガを幅広く補償！

※疾病（病気）は補償の対象にはなりません

特定保険業

ケガによる死亡時 **2,000万円**  
(満80歳以上の方は1,000万円)

ケガによる  
入院・通院・障害・往診も補償

### 安定経営 + 福利厚生 の充実

お客様サービス事業

- 人間ドックや定期健康診断の受診費用を補助
- 全国の契約宿泊施設・ゴルフ場の利用料金の一部を補助
- あんしん財団の会員制度に損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯



「経営」を守る・支える  
一般財団法人

あんしん財団

会費はお一人様 月々**2,000円** (うち保険料 1,700円)

[www.anshin-zaidan.or.jp/](http://www.anshin-zaidan.or.jp/)

受付時間 平日 9:00～17:30 (さあい) (はいろう)

0120-311-816

東北支局: 〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-1-1 三井生命仙台本町ビル  
郡山支所: 〒963-8002 福島県郡山市駅前 1-14-21 郡山花椿ビル

※介護保険法の要介護認定を受けている方や、高齢・ケガ・疾病（認知症含む）による被介護状態のため経営や就業の実態がない方等とはご加入いただけません。  
※この広告は制度の概要を説明したものです。ご加入の際は必ずパンフレットと重要事項説明書で制度内容をご確認の上、お手続きください。お客様サービス事業は加入者サービス規約に定められた方がご利用になれます。

2015-0039-AD-203



### 週刊 労働新聞

**人事・賃金・労務の総合情報誌**  
 労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。  
 タブロイド判 16ページ 月4回発行  
 年間購読料45,360円



### 安全スタッフ

**安全・衛生・教育・保険の総合実務誌**  
 労災防止業務(安全・衛生・教育・保険)をサポートする実務的な専門誌。  
 B5版58頁 月2回発行  
 年間購読料45,360円

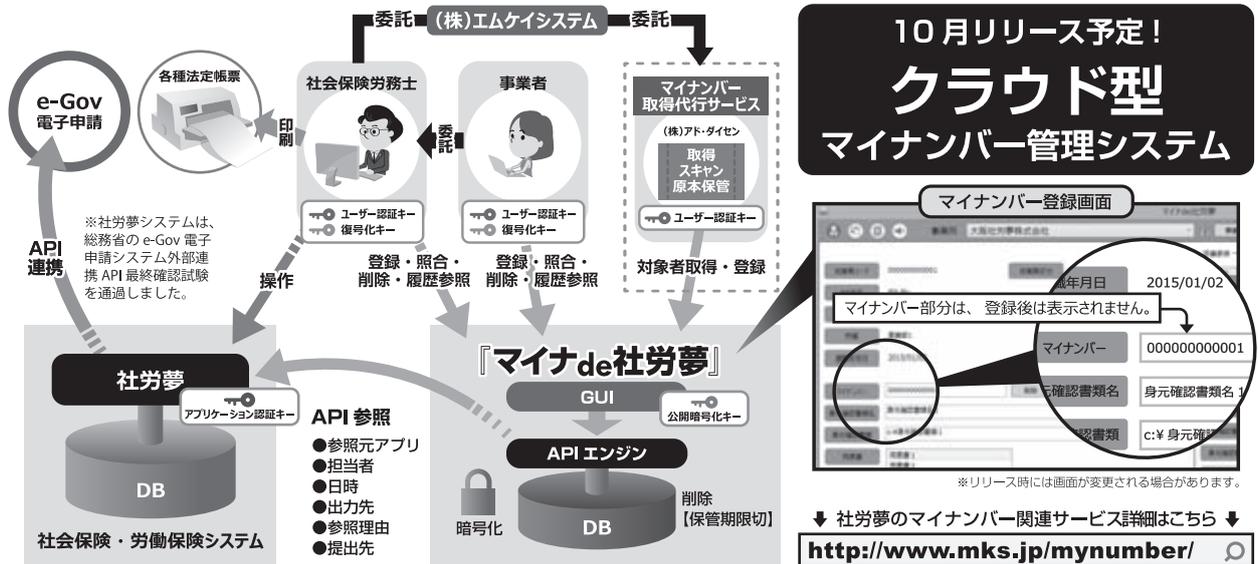
## ◆◆ お問い合わせ お申込 ◆◆ (株)労働新聞社 仙台総局

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目10-33 TEL 022(222)9289 FAX 022(222)9279



## マイナンバー管理システム 『マイナde社労夢』 mds マイナde社労夢 ASP

マイナンバーをセキュアに保管・管理するクラウドシステムです。  
 社会保険・雇用保険・給与計算関連書類の出力や電子申請など各種届出に連動します。



東京オフィス

〒105-6015 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー15F  
 TEL: 03-6895-0991 FAX: 03-6895-0992  
 [本社] 〒530-0015 大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル30F

**MKS 株式会社 エムケイシステム**  
<http://www.mks.jp/company/>

**全国社会保険労務士会連合会共済会**

# 報酬口座振替システム

『SUPER かつ・かいしゅう』

- 1. 1件からご利用可能です。**  
事務所開業当初からご利用いただけます。
- 2. 簡単で使いやすい。**  
専用ソフトは不要。パソコンからデータ入力。  
月次以外に、臨時報酬も請求可能。
- 3. 顧問先のご負担も軽減**  
現金の準備・振込みの手間が省けます。
- 4. シンプルな料金体系で初期費用は不要。**



**基本料 2,000円+(110円 × 請求口座数)〔税別〕**

制度運営者 **全国社会保険労務士会連合会共済会**  
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館7階 TEL: 03-6225-4864

お問合せ先 (委託会社)	<p style="text-align: center;">NSSは大同生命の関連会社です。</p> <p style="text-align: center;"><b>NSS 日本システム収納株式会社</b></p> <p>〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1 TEL: 03-3667-8322</p> <p>〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命ビル TEL: 06-6386-8526</p>	<p>新規お問合せフリーダイヤル</p> <p> <b>0120-700-676</b></p>
-----------------	--	---

詳しくはNSSのホームページをご覧ください。

ウェブ  
NSS 社会保険労務士

▶

検索

▶

社会保険労務士の皆さま 日本システム収納

資料請求は、**このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。** 平成 年 月 日  
日本システム収納株式会社 行 ( FAX 03-3667-8323 または 06-6385-9080 )

事務所名 (担当者名)	(担当者: _____ )
住所	〒 _____ TEL _____
E-mail	

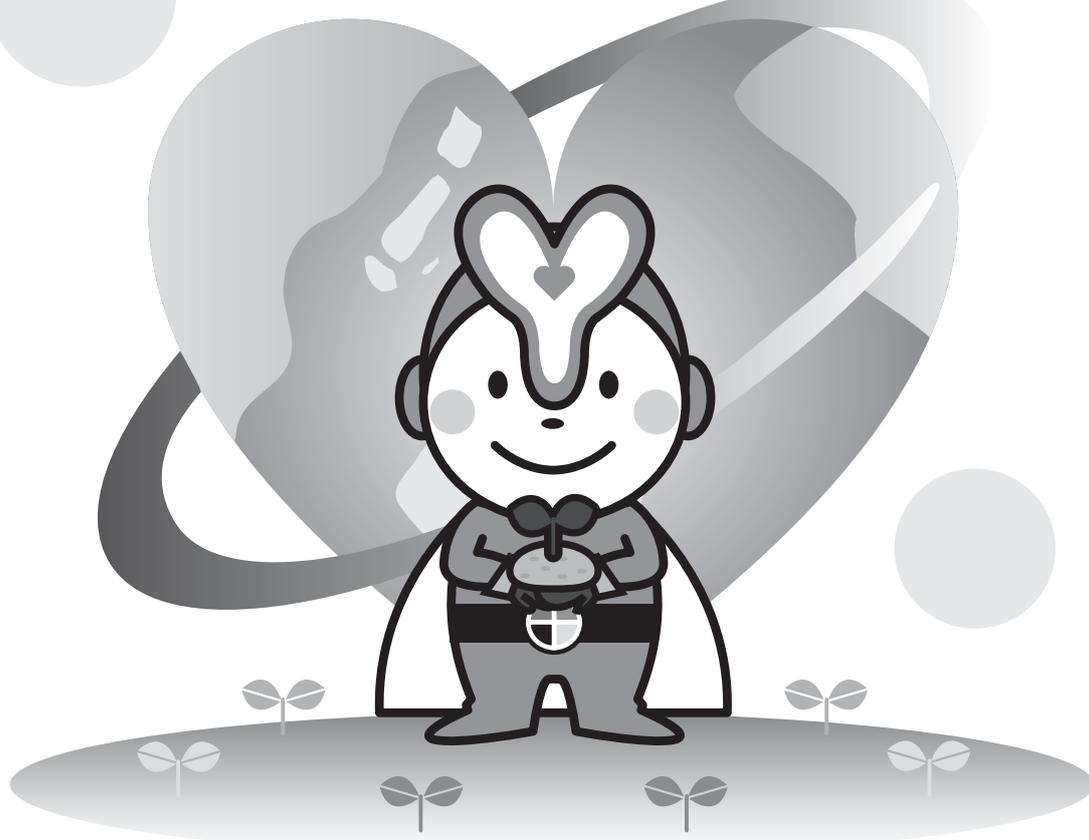
【個人情報の取り扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況の確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

未来が変わる。  
日本が変わる。

チャレンジ  
25

# 地球にエネルギー

## 陽光社はスマイルでECO



New Qualityの世界へ  
**YOKOSHA**  
陽光社印刷株式会社

本社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1  
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京連絡所／東京都新宿区四谷4-25-803 TEL 03-3352-7873  
郡山連絡所／郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX024-984-3254

E-mail [info@yokosha.co.jp](mailto:info@yokosha.co.jp) <http://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号



10190130(06)



エコアクション21  
®環境省  
認証番号0000015

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

# 社会保険労務士 賠償責任保険

加入の  
ご案内

(社会保険労務士賠償責任保険)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

**この保険** は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償**するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した**争訟費用(弁護士費用など)等も補償**します。

平成27年4月1日現在

全国で **15,031** 名の  
開業社会保険労務士が

**加入!**

保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評をいただいております。

保険期間は平成26年12月1日午後4時から  
平成27年12月1日午後4時までの1年間です。  
毎月中途加入(毎月10日締切、翌月1日補償開始)も受け付けております。

●ご希望の方へはパンフレットをお送りしますので、ご所属の都道府県会事務局までご連絡ください。

## 全国社会保険労務士会連合会

※この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3-2-12  
社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課：広域法人部法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2014年9月作成 14-T-05901